

平成21年5月27日
国住指第853号

各都道府県
建築行政担当部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

構造設計一級建築士制度及び設備設計一級建築士制度
に関する実態の把握について

建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号。以下「改正法」という。）による改正後の建築士法（昭和25年法律202号。以下「士法」という。）第20条の2及び第20条の3の規定は、平成21年5月27日（以下「適用開始日」という。）以後に構造設計又は設備設計を行った場合について適用することとされた。

構造設計一級建築士制度及び設備設計一級建築士制度に関して、適用開始日以降の実態の把握のため、下記のとおり資料収集を行うこととしたので、ご協力の程宜しくお願いしたい。

なお、貴職におかれては、関係部署及び管内特定行政庁及び都道府県知事指定確認検査機関に周知のうえ、管内当該機関分における件数について取りまとめのうえ報告いただくようお願いする。

記

1. 調査事項

構造設計又は設備設計による建築物の計画の別に、

- ① 対象建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）上の建築等に係る申請・通知等の件数
- ② ①のうち、改正法附則第4条第1項に規定する経過措置（以下単に「経過措置」という。）が適用されたもの
- ③ ①のうち、経過措置が適用されず、士法第20条の2及び士法第20条の3の規定による構造／設備設計一級建築士による構造／設備設計又はそれらの者による法適合確認の対象となったもの
- ④ ③のうち、法適合確認が行われたもの

2. 報告の方法

各月ごとに、別添の回答様式により、国土交通省住宅局建築指導課まで報告すること。

3. 留意事項

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第二号様式（以下「第二号様式」という。）の第二面の設計者欄には、建築士の別及び登録番号等を記載することとされているが、構造設計一級建築士の構造設計又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものであること及び設備設計一級建築士の設備設計又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものであることは記載することとされていないことから、当面の間は、第二号様式の第二面の備考欄に、その旨及び構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の建築士証交付番号を記載させるなどの方法により、実態について把握することとされたい。

また、同様に、第二号様式の第二面の備考欄に、経過措置の対象である旨及び設計を終えた日付を記載させるなどの方法により、経過措置の対象であるか否かについて、把握することとされたい。